

甘木・朝倉消防本部から  
重要なお知らせです。



# 違反対象物の公表制度

平成30年4月1日からスタート

## 消防法令違反の建物を

甘木・朝倉消防本部のホームページに公表します。

### 【違反公表制度】

建物の利用者自らがその危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の選択・判断ができるよう、消防機関が立入検査で重大な消防法令違反を確認した場合、その違反内容等をホームページで公表する制度です。

### 【公表制度の対象となる建物】

ホテル、旅館、飲食店、店舗など不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物など。

### 【公表制度の対象となる違反】

設置義務がある消防用設備等（屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備）が設置されていない違反です。

### 【公表内容】

- ・建物名称 【例：〇〇ビル】
- ・所在地 【例：〇〇市町村〇〇 〇〇番地〇〇】
- ・違反内容 【例：自動火災報知設備の未設置】
- ・公表日 【例：平成〇〇年〇〇月〇〇日】

### 【公表の流れ】

消防機関が公表該当  
違反を発見

関係者へ  
違反を通知

30日経過後

消防本部ホームページで  
違反を公表

※違反状態が続いた場合

建物関係者のみなさまへ

重大な消防法令違反の大半が無届の増築や接続です！！

建物の増改築、用途変更等を計画する際は、消防本部予防課に事前に相談してください。

甘木・朝倉消防本部

TEL（代表）0946 - 22 - 0119 TEL（予防課）0946 - 23-2752

<http://www.amagi-asakura.jp/fire-department/news.php>